

令和 6 年度 定時社員総会（第 79 回）議案

令和 6 年 6 月 4 日（火）13：00～
東京都千代田区平河町 2-7-4
砂防会館 シェーンバッハ・サボー

公益社団法人 日本河川協会

令和 6 年度 定時社員総会（第 79 回）次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 来賓祝辞

4. 令和 6 年河川功労者表彰式

5. 特別講演

講 師	西村 卓也 氏 (京都大学防災研究所教授)
演 題	「我が国の地震研究の最前線 ～能登半島地震のメカニズムと地震長期予測～」

6. 定時社員総会議事

- (1) 報告第 1 号 令和 5 年度 事業報告、事業報告の附属明細書の報告の件
- (2) 議案第 1 号 令和 5 年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び
正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件
- (3) 報告第 2 号 令和 6 年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の
見込みの報告の件
- (4) 議案第 2 号 理事及び監事の選任について決議を求める件

7. 閉 会

報告第 1 号

令和 5 年度 事業報告、事業報告の附属明細書
の報告の件

令和 5 年度 事業報告

公益社団法人 日本河川協会

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開しています。

令和 5 年度においても、河川に関する調査、啓発活動、人材育成、顕彰活動等の公益事業等を通じて社会貢献に努めました。

令和 5 年度に実施した事業等は以下のとおりです。

1. 令和 5 年度 実施事業

1-1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

人と川とのかかわりを「河川文化」として捉え、様々な側面からの知識を習得することや参加者間等の交流を深めることを目的に、「河川文化を語る会」を平成 10 年から、開催しています。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意したうえで、船上講演会「川から見る東京・2023」をはじめ各地で 4 回開催し、令和元年度以前と同様の開催回数に戻すことができました。

開催回	開催日	テーマ	講師	開催地
第 209 回	R5.10.13	船上講演会【川から見る東京・2023】 ・江戸・東京歴史コース ・東京の歴史と未来を探访する社会基盤コース	松田 芳夫 氏 (公益社団法人日本河川協会 前会長) 細見 寛 氏 (中央大学研究開発機構 客員教授)	東京
第 210 回	R5.11.29	江戸幕府代官頭 ～伊奈備前守忠次の土木治水と利水～	和泉 清司 氏 (高崎経済大学名誉教授)	埼玉
第 211 回	R5. 12.18	砂防の歩みから考えるこれからの防災	三上 幸三 氏 (一財)砂防・地すべり技術センター 審議役)	大阪
第 212 回	R6. 3.19	地域に根ざした川の研究所 30年のあゆみ	宮田 昌和 氏 (豊田市矢作川研究所 所長) 洲崎 燈子 氏 (豊田市矢作川研究所 主任研究員)	名古屋

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料を収集しました。また、適応策に係る日本学術会議の2つの分科会活動に参画しました。

このうち「気候変動と国土分科会」では、水災害の頻発化・激甚化のみならず、人口減少や高齢化、エネルギーや産業構造の変化など、社会全体が大きく変化する中で水災害適応策を考えていく必要があるとして検討を進めました。その上で、大規模で計画的な土地利用の変更も将来の重要な選択肢となることを想定し、住宅の耐水対策の進展も踏まえつつ、先行して科学技術が取り組むべき具体的な課題についてとりまとめ、「気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化に対応して、今、科学・技術に求められるもの～将来の市街地土地利用のために～」として「見解」を公表しました。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川行政の取り組みや課題、河川に関わる社会的な動向等に関する最新情報を発信するメディアとして昭和17年から刊行してきました。これらの記事のストックは、貴重なデータベースとして行政関係者、研究者などに広く活用されています。インターネット経由での電子版（カラーPDF版）は、全ての会員に公開しています。

令和5年度は、10月号より一部誌面のカラー化を図りました。

＜令和5年度 特集テーマ＞

4月号「令和5年度予算」

5月号「TCFDと流域治水」

6月号「大河川の歴史（20回）沙流川・遠賀川」

7月号「地球規模の水問題への対応 ～国連水会議2023～」

8月号「海岸におけるDXの取り組み」

9月号「河川管理の担い手～河川協力団体10年～」

10月号「水害から円滑に避難するための情報」

11月号「大河川の歴史（第21回）阿武隈川・那賀川」

12月号「ハイブリッドダム」

1月号「流域治水の加速化・深化」

2月号「令和5年の水害とその対応」

3月号「今後の水資源政策」

(4) 河川に関する情報の収集・整理と広報資料の作成

令和5年度においては、河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）等を収集・整理し、その普及や一般にわかりやすい的確な情報発信の手法について検討を行うとともに広報資料を作成しました。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との考えの下で、河川事業の経緯や河川に関わる諸制度の創設等の河川行政史に関する情報を記録する資料（「オーラルヒストリー」）を平成13年度から作成してきました。

令和5年度は、「東日本大震災における国土交通省の取り組み」について資料収集を開始しました。

1-2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業[キャンペーン事業]

(1) 「川の日」記念行事の支援

「川の日」実行委員会が実施する「川の日」記念行事を事務局として支援しました。当協会のWEBサイトに全国の河川に関するイベント等を広く一般に紹介することで、「川の日」の啓発を図りました。

また、「第15回いい川・いい川づくりワークショップ」及び「日本水大賞」を支援するとともに、防災冊子の作成・配布を通して「川の日」の啓発活動を展開しました。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

5月～6月の水防月間に、冊子「自分の命を自分で守るために—令和5年度版—」を作成し配布するなど、次表のキャンペーン活動への参画・支援を行いました。

時期	行事名	主催
5月	水防月間 (5月1日～31日・北海道は6月1日～30日)	国土交通省・内閣府・都道府県・水防管理団体
7月	河川愛護月間 (7月1日～31日)	国土交通省・地方公共団体
	森と湖に親しむ旬間 (7月21日～31日)	国土交通省・林野庁・地方公共団体
8月	水の日・水の週間 (8月1日・8月1日～8月7日)	水循環政策本部・国土交通省・都道府県
	防災週間 (8月30日～9月5日)	内閣府・防災推進協議会

1-3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業[研修・セミナー事業]

(1) セミナーの開催

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、水防に関する法律・制度や水防活動の事例等をテーマにした「水防研修」はWEB（オンデマンド）研修、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、「流域治水」等の最新の施策等をテーマにした「河川講習会」は、集合研修とWEB（オンデマンド）研修の二本立てとして開催し、専門的知識の普及を図りました。カリキュラムの編成に当たっては、前年度までのアンケートを精査するとともに、内容の重複がないよう調整しました。

令和5年度の実施内容は次表のとおりです。

また、開催にあたっては、ホームページへの掲載やメールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めました。

研修名	期間	受講者数	講義内容
水 防 研 修 (WEB 研修)	令和 5 年 4 月 28 日(金)～5 月 28(日)配信	363 名	「河川行政に関する最近の話題」、「水防行政の最近の取組課題」、「特別講演 災害情報の枠組」など
河川管理研修 (集合+WEB)	令和 5 年 9 月 14 日(木)～15 日(金) 令和 5 年 10 月 2 日(月)～10 月 31(火)配信	531 名 (内 63 集)	「河川行政の動向」、「流域治水関連法の改正について」、「河川管理の課題と対策（現場の対応）」など
河 川 講 習 会 (集合+WEB)	令和 6 年 1 月 25 日(木) 令和 6 年 2 月 9 日(金)～2 月 29(木)配信	363 名 (内 60 集)	「最近の河川行政について」、「流域治水関連法について」、「特別講演 河川に関わる変化と改革」など

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する中で、河川の有する機能を適切に保全する取り組みが重要になってきています。そのような状況の下で、令和 5 年度も引き続き、河川の維持管理に関する資格を認定する一般財団法人「河川技術者教育振興機構」の運営を支援しました。

制度発足から 9 年目を終え、有資格者は、河川維持管理技術者 487 名、河川点検士 6,816 名（いずれも 3 月 25 日時点）に達し、全国の河川管理の最前線で活躍いただいています。

1-4 河川に関する功労者の表彰、コンクールの実施及び支援等により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業 [表彰・コンクール事業]

(1) 河川功労者表彰

昭和 24 年に創設以来、治水・利水・環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった個人や団体を表彰してきました。

令和 5 年は、都道府県・地方整備局等からの推薦をもとに、河川功労者表彰審査委員会（委員長：甲村謙友）の審査を経て理事会で決定された 63 名の個人と 30 団体を表彰しました（6/5 表彰式）。現在までの表彰件数は 4,340 件となっています。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

「日本水大賞」は、日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下、委員長：毛利衛）を実施主体として、水循環の健全化に貢献する様々な活動を支援する目的で平成 10 年度に設けられました。また、「日本ストックホルム青少年水大賞」は、「日本水大賞」の一環として高校生等を対象に平成 13 年度に設けられました。

令和 5 年度は、次表の各団体が受賞しました。日本水大賞として、国際分野の活動が 3 年連続で選ばれました。

6月13日に「第25回日本水大賞」及び「2023日本ストックホルム青少年水大賞」の表彰式・受賞活動発表会を秋篠宮皇嗣殿下のご臨席を賜り開催しました。

2023日本ストックホルム青少年水大賞を受賞した高校生2名、指導教諭1名等をストックホルムでの国際コンテストに派遣しました。

第25回日本水大賞 各賞（応募総数96件）

各賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大賞	行政	福岡県	世界に広がる北九州市の水に関する技術	北九州市上下水道局
国土交通大臣賞	団体	京都府	水害からの確実な避難を目指して ～3つの地域が手を取りあって誰もが主役の流域治水の取り組み～	久我・久我の杜・羽東師地域まちづくり協議会 防災部会
環境大臣賞	行政	三重県	国指定天然記念物ネコギギ(淡水魚)の川での復活を目指して	三重県いなべ市教育委員会
厚生労働大臣賞	団体	北海道	地域の水は自分たちで守る 地域ぐるみの水道維持管理支援	富良野高校／富川高校／北海道立総合研究機構／白石航希
農林水産大臣賞	団体	静岡県	東富士涵養の森づくり活動	柿田川・東富士の地下水を守る連絡会
文部科学大臣賞	学校	三重県	ドローンを活用して流域治水について探究する授業	三重大学教育学部附属小学校
経済産業大臣賞	企業	東京都	水インフラを支え、水災害に対処する技術と担い手を盛り上げる記念日活動	東亜グラウト工業株式会社
市民活動賞	団体	三重県	豊かな海を取戻すため100年後の奈佐の浜漂着ゴミゼロに！	22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会
国際貢献賞	団体	東京都	インドネシアの農村地域における村民主導型給水事業スキームを通じた給水人口率の改善	特定非営利活動法人 地球の友と歩む会 /LIFE
未来開拓賞	学校	宮城県	被覆肥料から水田、川、海を守れ～プラスチックからの脱却への挑戦～	宮城県農業高等学校 作物部門
審査部会特別賞	学校	長野県	伊那谷の昆虫食文化を通じた水環境保護への取り組み ～ざざ虫が教えてくれたもの～	長野県上伊那農業高等学校 コミュニティデザイン科グローバルコース

2023日本ストックホルム青少年水大賞（応募総数12件）

各賞	活動主体	都道府県	調査研究の表題	学校・クラブ名
大賞	学校	沖縄県	メヒルギによるバイオレメディエーション	沖縄尚学高等学校 BiO ₂

令和6年6月に表彰式を行う「第26回日本水大賞」及び「2024日本ストックホルム青少年水大賞」の審査を行い、3月5日に大賞をはじめ各賞を決定しました。また、決定した受賞者の公表は例年より前倒しして3月15日に国土交通省と日本水大賞におけるHPでの公表と記者発表を行いました。なお、募集にあたっては、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの分野について積極的な応募促進を行い、様々な活動内容と活動主体から応募をいただきました。

第26回日本水大賞 各賞一覧（応募総数80件）

各 賞	活動主体	活動分野	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大 賞	学校	水環境	東京都	生徒の夢を実現する玉川学園サンゴプロジェクト ～沖縄の美しい海を守りたい～	玉川学園サンゴ研究部
国土交通大臣賞	団体	水防災 水環境 水文化	愛媛県	難治水の肱川で進めた流域治水活動 ～四半世紀にわたる活動の軌跡～	肱川流域会議 水中めがね
環境大臣賞	行政	水環境 水文化	愛知県	地域に根差した「河川と流域」の研究所として30年	豊田市矢作川研究所
農林水産大臣賞	団体	水防災 水資源 水環境	兵庫県	ため池2万か所の保全及びその多面的機能発揮に向けた 挑戦	兵庫県土地改良事業団体連合会
文部科学大臣賞	学校	水環境	愛媛県	海洋マイクロプラスチック削減に向けての調査と対策	愛媛大学附属高等学校 理科部ブラガールズ
経済産業大臣賞	企業	水防災 水環境	埼玉県	マングローブ植林活動による海洋環境の改善	カネパッケージ株式会社
市民活動賞	団体	水防災 水資源	東京都	災害対策を目的とした井戸の調査と普及・啓発活動	特定非営利活動法人 小平井戸の会
国際貢献賞	団体	水防災 復興	東京都	開発途上国での沈下橋の建設と技術移転	特定非営利活動法人 国際インフラパートナーズ
未来開拓賞	団体	水資源 水環境	北海道	水の管理による篠津地域の優良泥炭農地保全活動	特定非営利活動法人 篠津泥炭農地環境保全の会

2024日本ストックホルム青少年水大賞（応募総数14件）

各 賞	活動主体	活動分野	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大 賞	学校	水環境 水資源	青森県	水を有効利用する節水型ミスト栽培システムの開発	青森県立名久井農業高等学校 FLORA HUNTERS

1-5 河川に関する図書等の刊行等【収益事業】

(1) 図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和5年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2023 河川ハンドブック」を刊行・販売しました。「河川事業関係例規集」については、ペーパーレス化の流れ等の観点から引き続きDVD版（DVDにPDFファイルを収録）も刊行しました。

(2) 受託調査・研究

令和5年度においては、収益事業としての受託調査・研究は行いませんでした。

1-6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援[会員活動助成等事業]

(1) 会員活動への助成等

二種正会員（個人）を中心に府県単位で設立されている団体の運営を支援するために、

令和 5 年度には 13 団体のうち申請のあった 9 団体に対して運営経費の一部を助成しました。また、二種正会員（個人）による川をテーマにした自主的な調査・研究などの活動を支援するために、令和 5 年度は 5 つのサークルに対して活動経費の一部を助成しました。

さらに、コロナ化で休止していた会員団体連絡会を東京において開催し、全国から 14 団体が参加して活発な意見の交換を行いました。

(2) 会員に対する情報誌会報「河川文化」の発行・配布

会報「河川文化」は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌として、平成 9 年の河川法改正、二種(個人)会員制度の創設とともに平成 10 年 4 月より、年 4 回発行しています。

会員(海外も含む)と併せ、図書館、博物館、資料館等に毎号 約 4,000 部を配布しています。

令和 5 年度においては、第 104 号より一部誌面のカラー化を図りました。

当協会の HP では創刊以来の全ての記事を検索できる検索システムにより、アーカイブとして有効活用ができるようにしています。

発行月	号数	特集名	シリーズ/河川文化を語る	執筆者
令和 5 年 6 月	第 102 号	川の碑	自然災害伝承碑	門脇利広氏他
9 月	第 103 号	ダムと文化	いかにしてダムを受け入れたのか	浜本篤史氏他
12 月	第 104 号	川と鉄道 ～その 2～	川と鉄道を楽しむ	家田 仁氏他
令和 6 年 3 月	第 105 号	川の風物詩 春	桜の名勝づくり北上市立公園展勝地	伊藤 彬氏他

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

NPO 法人「川に学ぶ体験活動協議会」等の活動を支援しました。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

(5) 有識者による講演会の開催（会場参集型の説明会＋後日の WEB 配信）

水管理・国土保全局の予算説明や線状降水帯予測の開始など、有識者による注目されるテーマの講演会を会員に配信しました。

6 月：気象業務法及び水防法の改正について

9 月：令和 6 年度国土交通省水管理・国土保全局関係 予算 概算要求概要

1 月：令和 6 年度国土交通省水管理・国土保全局関係 予算概要

2. 正会員の入退会数及び現在の正会員数

一種正会員（地方公共団体等）、二種正会員（個人）、三種正会員（法人及び団体）の入退会数及び令和 5 年度末現在の正会員数は、次表のとおりです。

令和 4 年度末と比較して、一種正会員は入退会 0、三種正会員は 26 団体が入会（退会 5→増 21）されました。二種正会員は 101 人が入会（退会 132 →減 31）となり、合計会員数は 10 減少しました。

（令和 6 年 3 月 31 日）

会員の区分	前年度末	入会数	退会数	現在数	摘要
一種正会員	147	0	0	147	地方公共団体等
二種正会員	2,152	101	132	2,121	個人
三種正会員	409	26	5	430	法人・団体
計	2,708	127	137	2,698	

3. 社員総会、理事会及び常任理事会の開催

3-1 社員総会

第 78 回 定時社員総会

開催日 令和 5 年 6 月 5 日

東京都千代田区平河町の砂防会館シェーンバッハ・サボーで開催し、甲村謙友会長の開会挨拶の後、事務局から正会員の出席状況について、定款第 19 条の規定に基づく定足数を満たしており、社員総会が成立していることを報告した後、定款第 18 条の規定に基づき会長が議長となって議事に入りました。(1)令和 4 年度事業報告、事業報告の付属明細書の報告の件、(2)令和 4 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の承認を求める件、(3)令和 5 年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件、(4)理事の補欠選任について決議を求める件について、(1)及び(3)は報告し、(2)については採決を行い原案のとおり承認することが決議されました。(4)については議決権行使書面による賛成が過半数を超えており、更に、社員総会において候補者を一括で決議することを諮り異議がないことを確認した上で一括採決し、次の 4 名全員が選任されました。

理事 吉澤 隆 酒井 公生 長谷川清人 今井 清人

社員総会終結後、特別講演を開催し、熊谷 和哉 氏（独立行政法人水資源機構 理事）から、「水道事業の歴史と現在位置」との演題で講演をいただき、後日、協会のホームページで配信（オンデマンド）しました。

続いて令和 5 年河川功労者表彰式を開催し、冒頭、国土交通省の甲川壽浩水管理・国土保全局次長から来賓祝辞をいただきました。

表彰式においては、河川功労者（個人 63 名、団体 30 団体）のうち、当日出席された個人・団体それぞれに甲村会長より表彰状と記念品を贈り、その他の表彰者に対しては、推薦者等を通じて表彰状と記念品を贈りました。

3-2 理事会

(1) 理事会（令和5年度第1回）

開催日 令和5年5月10日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、定款第39条の規定に基づき甲村会長が議長となって議事に入り、(1)社員総会の招集にあたって定める事項について理事会の決議を求める件、(2)社員総会提出議案について承認を求める件、(3)会員の入会の承認を求める件、(4)参与の委嘱について諮り、全ての議案について決議又は承認されました。

(2) 理事会（令和5年度第2回）

開催日 令和5年6月5日

定時社員総会において理事が選任されたことにより、定款25条第3項の規定に基づき、常任理事の選定のため、東京都千代田区平河町の砂防会館シェーンバッハ・サボ一で開催し、定款39条の規定に基づき甲村会長が議長となって、常任理事の選定が行われ、次のとおり決定し、結果を総会出席会員に報告しました。

常任理事 吉澤 隆

(3) 理事会によるみなし決議

決議があったとみなされた日 令和5年7月3日

令和5年6月20日付け河協発第35号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和5年7月3日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4) 理事会によるみなし決議

決議があったとみなされた日 令和5年9月29日

令和5年9月29日付け河協発第49号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和5年9月29日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(5) 理事会によるみなし決議

決議があったとみなされた日 令和5年9月30日

令和5年9月22日付け河協発第45号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「参与の委嘱」について提案書を発送し、当該提案につき令和5年9月30日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(6) 理事会（令和5年度第3回）

開催日 令和5年11月20日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「会員の入会の承認」、(2)「定款第31条に準ずる利益相反契約の承認」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

(7) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和6年1月26日

令和6年1月19日付け河協発第3号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和6年1月26日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(8) 理事会（令和5年度第4回） 開催日 令和6年3月28日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「令和6年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、(2)「会員の入会の承認」、(3)「令和6年河川功労者表彰者の決定」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

3-3 常任理事会

(1) 常任理事会（令和5年度第1回） 開催日 令和5年9月28日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議しました。

(2) 常任理事会によるみなし決議

甲村会長から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「会員の入会の可否について」の提案書を発送し、各提案につき、下記年月日までに、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第42条に基づき、当該各提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

提案日	決議があったとみなされた日
令和5年4月20日	令和5年4月25日
令和5年6月20日	令和5年6月27日
令和5年11月13日	令和5年11月16日
令和6年1月12日	令和6年1月18日
令和6年3月21日	令和6年3月26日

4. 協会運営に関して特記すべき事項

令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めたWEB会議の活用や時差出勤等により、同感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に「5類」に移行して以降はコロナ感染症に配慮しながら通常の協会業務を行いました。

これら通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めています。

○受取寄附金の内訳

正味財産増減計算書内訳表に記載した公益目的事業の区分ごとの受取寄附金の額と寄付していただいた皆様は下表のとおりです。 心から御礼を申し上げます。

事業区分	公 5 表彰・コンクール事業	受取寄附金の額	19,000,000 円
いであ 株式会社 様 応用地質 株式会社 様 共和コンクリート工業 株式会社 様 株式会社 建設技術研究所 様 株式会社 東京建設コンサルタント 様 日本工営 株式会社 様 パシフィックコンサルタンツ株式会社 様 八千代エンジニアリング株式会社 様		2,000,000 円 2,000,000 円 1,000,000 円 3,000,000 円 3,000,000 円 3,000,000 円 3,000,000 円 2,000,000 円	
事業区分	共通	受取寄附金の額	1,220,000 円
(一財)ダム技術センター 黒田整地開発(株) 菅菰建設(株) (株)英明工務店		(株)東豊開発コンサルタント 福浜第一建設(株) 日建工学(株) (株)東コンサルタント	天野産業(株) (株)阿部工務店 (株)大栄建設 (株)加藤組 (順不同)
兪 朝夫 様 森北佳昭 様 川崎正彦 様 池田朝雄 様 高野 登 様 飛鳥邦彦 様 飛田忠一 様 藤山秀章 様		塩崎貞夫 様 千島 卓 様 古川正美 様 鈴木元就 様 齋藤敏光 様 瀬古一郎 様 瀬川光太郎様 加藤憲成 様	中原 靖 様 見城英治 様 小野秀雄 様 岸本芳雄 様 高梨和行 様 赤星たみこ様 清水 佐 様 佐藤修身 様 糠沢宏二 様 安田勝美 様 藤田光一 様 酒井公生 様 倉光大助 様 藤本圭一 様 和里田義雄様 (順不同)
合計			20,220,000 円

令和 5 年度 事業報告の附属明細書

公益社団法人 日本河川協会

事業報告には記載しなかった「地球温暖化適応策に関する基礎的な資料一覧」を事業報告の附属明細書に記載します。

地球温暖化適応策に関する基礎的な収集資料一覧は以下のとおりです。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- 2301 海水減少が風力を増大させ高水温の渦が拡大して西南極氷床崩壊を加速させるとともに海水沈み込みを弱めて大洋海流循環を弱らせることを複数の研究をつないで説明している記事
- 2302 地域気象の将来予測が重要であるとして米大西洋沿岸南部へのハリケーン襲来の頻度や強度が温暖化とともに増大するメカニズムについてモデル計算を用いて明らかにしている論文
- 2303 米大西洋沿岸南部の海面上昇量が 2010 年頃から年間 10mm という大きな値となっているのは北大西洋南部の Rossby wave に起因するとして地域観測結果値の説明を試みている論文
- 2304 過去 10 年平均の海面上昇速度が年間 4.62mm と 20 年前の 2 倍以上に達していることなど諸指標の動向等を取りまとめている国連 WMO の年次報告
- 2305 熱波による高温が統計上異常値とされた地域の世界分布には法則性が無いことから他地域においても熱波に備える必要があるとして極値分析の活用策の一例を提示している論文
- 2306 ボストンの鉄道地下部分への海水流入に関するモデル計算結果から海面上昇によって高潮被害額の期待値が非線形に増大し鉄道経営上の重大問題になることを指摘している論文
- 2307 米の buyout 制度の歴史と手続き上の改善点などを述べた上で水災害に対する適応策の手段として積極的な活用を訴えている米 NGO のレポート
- 2308 人々のつながりの希薄化が健康や地域の災害対応に悪影響を与えているという研究成果を踏まえ社会的関係性再構築が連携して取り組むべき国策であるとした米軍医総監のレポート
- 2309 各国のネットゼロターゲットの信頼性を問題視してシナリオ分析を行い法制化による緩和策の徹底とともに最悪の事態を想定した適応策の重要性を訴えている提言
- 2310 洪水による米国内約 1 万件の buyout 事例データを用いて移住距離の分布を把握するとともに移住決断時の洪水リスクと決断に影響を与える要因等について分析・推論を行っている論文
- 2311 降雨に関する従来の知見を概観した上で空間スケールの粗い気候モデルの予測精度を AI で向上させる手法を提案・評価するとともに降雨発生メカニズムについて考察を加えている論文
- 2312 シカゴ市街地を例に都市施設等に起因する地下の温暖化が土質性状が異なるそれぞれの地層に作用して地盤状態を変化させ構造物の機能等に支障を及ぼす可能性を指摘した論文
- 2313 グリーンランド北西部の地層のボーリングコアを種々の方法で分析した結果から CO₂ 濃度が現在よりもずっと少なかった 40 万年前に当該地点には氷が無かったことを明らかにした論文
- 2314 移住を含む都市計画づくりは住民が自らの将来を描くための政策手段であるとして適応策や緩和策に関する現状の課題等を整理して英気候変動委員会に報告した調査機関のレポート
- 2315 気候変動対策を踏まえた都市計画づくりに向けて日本では整理・分析されていないデータなど多分野にわたる数多くの資料等を紹介している自治体支援のための英調査機関作成資料
- 2316 土壌による CO₂ 捕捉機能に着目した米国内の排出量取引ビジネスの経緯とその前提となる捕捉効果算定モデルに関する課題を紹介している記事

- 2317 浸水規模や浸水後経過期間などが感染症の拡大に与える影響について過去 23 年間の限られたデータをもとに分析を行い更なる研究の必要性を指摘している米 CDC 論文集所載の論文
- 2318 気候モデルはラニーニャが主となっていた ENSO の過去数十年間の傾向をほとんど再現できていないとして台風発生の将来予測など気候モデルのみに頼るべきではないとしている論文
- 2319 気候変動問題は社会的政治的問題であるとして適応策の検討や実行に際して社会正義を考慮することの重要性を指摘している英気候変動委員会のウェールズ向け報告書
- 2320 海面上昇による高潮頻発よりも前に塩分浸入による水不足が技術的マネジメントの限界を超えるとして将来の国土利用の検討を急ぐとしている蘭デルタ・プログラム 14 年目のレポート
- 2321 南極の氷床流出に影響する海水の面積が 2016 年から減少に転じた上に 2023 年には更に極端に小さくなるという新たな領域に突入したことをわかりやすい図を用いて指摘している論文
- 2322 CO₂ より削減が困難なメタンの濃度が 2007 年から加速度的に増加していることに関してボトムアップの研究や過去の氷河期末期との比較など多角的に検討し警鐘を鳴らしている論文
- 2323 米フロリダ州 Miami-Dade 郡を対象に海面上昇による浸水の影響が大きくなる将来を想定しつつ移住のための各人の資金力等を踏まえて郡内各地区の状況の相違を分析している論文
- 2324 過去 20 年間に我が国を含む東アジアで線状降水帯などのメソ対流系の発生頻度や激甚さが増大していることを衛星観測データを用いて示している論文
- 2325 気温のみならず南極の海氷面積など数多くのデータの推移を示して気候が 2023 年に未知の領域に入ったことを指摘し警鐘を鳴らしている論文
- 2326 グリーンランド北部氷床の個々の棚氷の変化を詳細に追及し総じて海水温の上昇による底部からの融解が主たる要因となって棚氷が急速に減少していることを示した論文
- 2327 南極の全氷床の棚氷について 1997 年から 2021 年までの変化を分析し多くの棚氷が縮小するとともに底部からの融解と冰山離脱が氷床流出量の変化と関係していることを示した論文
- 2328 気候変動対策の推進には行動変容を伴うことから関連する行動科学研究文献を収集整理した上で今後に向けた提言を行っている英気候変動委員会の要請による Bath 大学のレポート
- 2329 観測結果や過去気象などの研究成果を踏まえてグリーンランドや南極の氷床等に関する知見を整理し今や社会が海面上昇に適応するための時間の確保が課題であるとしたレポート
- 2330 適応策に取り組む際に理解しておくべき基本的な視点と課題等について述べている McKinsey & Company のレポート
- 2331 自然外力や社会経済の変化に現在の仕組みでは対処できなくなる tipping point に備えて不確実性を伴う中でも adaptive に対応するためのガバナンスのあり方等を論じているレポート
- 2332 自然災害リスクへの対応として若い人は移住を選択するのに対し高齢者は現在地に留まることを望むために当該地域の高齢化がさらに進むケースが多いことを指摘している論文
- 2333 データを活用しつつ始動するタイミングを地域で決めるべきなど適応策としての自然災害リスクの高い地域からの大規模で計画的な移住について様々な観点から提言しているレポート
- 2334 気候変動がもたらす様々な悪影響に関する現在の知見を総覧した上で危機感を持って worst-case scenario に対する対策検討を急ぐべきであると主張している提言
- 2335 南極氷床の流出を抑制する棚氷の表面に多数存在する突起は下面への地盤の食い込みによることに着目して突起数の変化等から棚氷厚の減少が加速していることを示した論文

議案第 1 号

令和 5 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、
貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、
財産目録の承認を求める件

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日 現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金、預金	69,091,513	24,677,682	44,413,831
未収金(会費)	2,176,000	2,004,000	172,000
未収金(調査事業等)	497,864	40,101,141	△ 39,603,277
未収金(その他)	5,654,556	5,936,306	△ 281,750
前払金	0	0	0
社会保険料立替金	△ 471,150	△ 425,517	△ 45,633
出版物在庫	3,956,287	4,280,098	△ 323,811
貸倒引当金	△ 1,219,000	△ 606,000	△ 613,000
流動資産合計	79,686,070	75,967,710	3,718,360
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	10,719,109	21,554,763	△ 10,835,654
運営資金積立資産	25,000,000	25,000,000	0
特定資産合計	35,719,109	46,554,763	△ 10,835,654
(2) その他固定資産			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則附則第7項に規定する共用財産である。 同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	2	2	0
什器備品	9	9	0
電話加入権	149,240	149,240	0
保証金	9,988,608	9,988,608	0
その他固定資産合計	10,137,859	10,137,859	0
固定資産合計	45,856,968	56,692,622	△ 10,835,654
資産合計	125,543,038	132,660,332	△ 7,117,294
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	638,971	0	638,971
前受金(会費)	0	13,000	△ 13,000
預り納付金	1,244,736	774,473	470,263
流動負債合計	1,883,707	787,473	1,096,234
2. 固定負債			
退職給付引当金	10,719,109	21,554,763	△ 10,835,654
固定負債合計	10,719,109	21,554,763	△ 10,835,654
負債合計	12,602,816	22,342,236	△ 9,739,420
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	112,940,222	110,318,096	2,622,126
正味財産合計	112,940,222	110,318,096	2,622,126
負債及び正味財産合計	125,543,038	132,660,332	△ 7,117,294

正 味 財 産 増 減 計 算 書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	(A)	(B)	(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	72,358,000	71,656,000	702,000
一種正会員	25,680,000	25,680,000	0
二種正会員	12,528,000	12,636,000	△ 108,000
三種正会員	34,150,000	33,340,000	810,000
事業収益	112,671,545	111,889,277	782,268
調査事業	41,277,974	42,341,921	△ 1,063,947
キャンペーン事業	682,000	498,700	183,300
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	22,967,000	21,599,500	1,367,500
表彰・コンクール事業	29,431,000	27,473,000	1,958,000
収益事業	18,313,571	19,976,156	△ 1,662,585
受取負担金	8,720,000	11,466,718	△ 2,746,718
受取寄附金	20,220,000	18,257,500	1,962,500
雑収益	253,465	219,044	34,421
経常収益計	214,223,010	213,488,539	734,471
(2) 経常費用			
事業費			
公益目的事業	159,635,815	157,475,953	2,159,862
調査事業	52,397,530	51,633,056	764,474
キャンペーン事業	11,477,491	13,693,630	△ 2,216,139
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	43,110,002	42,362,863	747,139
表彰・コンクール事業	52,650,792	49,786,404	2,864,388
収益事業等	28,180,743	26,366,924	1,813,819
収益事業	17,164,006	17,009,298	154,708
会員活動助成等事業	11,016,737	9,357,626	1,659,111
事業費計	187,816,558	183,842,877	3,973,681
管理費	23,784,326	23,885,877	△ 101,551
経常費用計	211,600,884	207,728,754	3,872,130
評価損益等調整前当期経常増減額	2,622,126	5,759,785	△ 3,137,659
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	2,622,126	5,759,785	△ 3,137,659
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	2,622,126	5,759,785	△ 3,137,659
一般正味財産期首残高	110,318,096	104,558,311	5,759,785
一般正味財産期末残高	112,940,222	110,318,096	2,622,126
II 指定正味財産増減の部			
III 正 味 財 産 期 末 残 高	112,940,222	110,318,096	2,622,126

正味財産増減計算書内訳表(1/2)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計
	公1	公2	公3	公4	公5	小 計	共 通	小 計	共 通		
調査事業	キャンベン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業			取1	他1	会員活動 助成等事業		
【一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
受取会費											
一種正会員						36,179,000					36,179,000
二種正会員						12,840,000					12,840,000
三種正会員						6,264,000					6,264,000
事業収益	41,277,974	682,000		22,967,000	29,431,000	94,357,974	18,313,571				112,671,545
調査事業	41,277,974					41,277,974					41,277,974
キャンベン事業		682,000				682,000					682,000
助成事業						0					0
研修・セミナー事業				22,967,000		22,967,000					22,967,000
表彰・コンクール事業					29,431,000	29,431,000					29,431,000
収益事業							18,313,571				18,313,571
収益事業		6,720,000			2,000,000	8,720,000					8,720,000
受取負担金					19,000,000	20,220,000					20,220,000
受取寄附金							0			0	253,465
雑収益										2	2
受取利息収入											253,463
その他収入										0	214,223,010
経常収益計	41,277,974	7,402,000		22,967,000	50,431,000	159,476,974	18,313,571			36,432,465	214,223,010
(2) 経常費用											
事業費	52,397,530	11,477,491		43,110,002	52,650,792	159,635,815	17,164,006	11,016,737			187,816,558
役員報酬	5,442,540	1,086,390		5,265,660	6,448,530	18,243,120	1,049,430	546,450			19,839,000
給料手当	12,923,799	889,549		16,975,702	6,529,603	37,318,653	2,048,312	2,046,548			41,413,513
退職給付費用	1,184,552	155,234		1,020,217	690,750	3,050,753	233,291	79,544			3,363,588
福利厚生費	127,960	8,638		114,361	77,504	328,463	15,946	4,143			348,552
通勤手当	560,852	69,657		919,448	265,132	1,815,089	162,546	34,811			2,012,446
旅費交通費	502,861	100,702		146,701	5,894,304	6,644,568	18,487	1,061,457			7,724,512
通信運搬費	4,376,624	29,849		753,388	3,451,738	8,611,599	685,908	1,035,172			10,332,679
減価償却費	0	0		0	0	0	0	0			0
消耗品費	765,112	51,646		683,787	890,992	2,391,537	95,347	32,532			2,519,416
印刷製本費	14,048,693	1,165,562		2,546,913	2,353,687	20,114,855	11,536,429	3,236,822			34,888,106
賃借料	4,660,443	314,587		4,165,075	2,822,743	11,962,848	580,776	150,888			12,694,512
連記代	0	0		0	230,230	230,230	0	0			230,230
社会保険料負担金	2,798,210	297,508		3,296,955	1,458,495	7,851,168	496,677	146,393			8,494,238
会費	144,270	0		986,810	1,171,940	2,303,020	0	128,150			2,431,170
諸謝金	2,182,000	0		107,500	2,420,000	4,709,500	0	554,760			5,264,260
委託費	260,000	4,708,365		4,332,838	9,802,532	19,103,735	0	60,500			19,164,235
支払負担金	0	450,000		0	100,000	550,000	0	397,000			947,000
支払助成金	0	2,000,000		0	0	2,000,000	0	1,432,709			3,432,709
褒賞	0	0		0	6,203,910	6,203,910	0	0			6,203,910
租税公課	1,939,571	121,582		1,476,697	1,044,937	4,582,787	203,913	0			4,786,700
諸費	480,043	28,222		317,950	793,765	1,619,980	36,944	68,858			1,725,782

正味財産増減計算書内訳表(2/2)

(単位:円)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計						収 益 事 業 等 会 計			法人会計	合 計
	公1	公2 キャンパ－ン事業	公3 助成事業	公4 研修・セミナー事業	公5 表彰・コウケル事業	小 計 共 通	取1 収益事業	小 計			
								他1 会員活動 助成等事業	共 通		
管 理 費										23,784,326	23,784,326
役員報酬										3,501,000	3,501,000
給料手当										5,083,336	5,083,336
退職給付費用										717,934	717,934
福利厚生費										42,289	42,289
通勤手当										252,295	252,295
旅費交通費										49,028	49,028
通信運搬費										95,099	95,099
減価償却費										0	0
消耗品費										252,856	252,856
印刷製本費										244,620	244,620
賃借料										1,540,195	1,540,195
社会保険料負担金										1,307,831	1,307,831
諸謝金										431,742	431,742
会費管理費										5,749,556	5,749,556
交際費										126,423	126,423
総会・理事会費										3,073,147	3,073,147
会議費										0	0
諸費										97,975	97,975
貸倒引当金										1,219,000	1,219,000
経常費用計	52,397,530	11,477,491	0	43,110,002	52,650,792	0	17,164,006	11,016,737	28,180,743	23,784,326	211,800,884
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 11,119,556	△ 4,075,491	0	△ 20,143,002	△ 2,219,792	37,399,000	1,149,565	△ 11,016,737	△ 9,887,172	12,648,139	2,822,126
基本財産評価損益											
特定資産評価損益額											
投資有価証券評価損益等											
評価損益等計											
当期経常増減額	△ 11,119,556	△ 4,075,491	0	△ 20,143,002	△ 2,219,792	37,399,000	1,149,565	△ 11,016,737	△ 9,887,172	12,648,139	2,822,126
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
(2) 経常外費用											
当期経常外増減額											
他会計振替額						0	0		0		
当期一般正味財産増減額	△ 11,119,556	△ 4,075,491	0	△ 20,143,002	△ 2,219,792	37,399,000	1,149,565	△ 11,016,737	△ 9,887,172	12,648,139	2,822,126
一般正味財産期首残高											104,556,311
一般正味財産期末残高											107,180,437
Ⅱ 指定正味財産増減の部											
正味財産期末残高											107,180,437

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載している。

2. 引当金の明細

(1) 退職給付引当資産

財務諸表に対する注記において記載している。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金の明細は下表の通りである。

科 目	当期末残高
経常収益	
受取会費	1,212,000
調査事業	7,000
収益事業	0
合 計	1,219,000

財 産 目 録

(令和6年3月31日 現在)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額 (円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	手元保管	運転資金として	151,911
預 金	普通預金	運転資金として	68,939,602
	みずほ銀行町村会館出張所支店		
	三井・住友銀行麹町支店		
	ゆうちょ銀行半蔵門駅前支店		
未収金(会費)	会員会費に対する未収金	一種、二種、三種会員会費に関する未収金	2,176,000
未収金(調査事業等)	調査事業、助成金等に対する未収金	調査事業、助成金等に関する未収金	497,864
未収金(その他)	河川講読料、図書販売等に対する未収金	雑誌河川講読料、図書販売等に関する未収金	5,654,556
前払金	講習会に対する前払金	講習会の会場費等の前払金	0
社会保険料立替金	社会保険料に対するもの	社会保険料の立替金	△ 471,150
出版物在庫	出版物に対するもの	出版物図書等の在庫	3,956,287
貸倒引当金	会員会費、雑誌河川、図書出版に対するもの	一・二・三種会費、雑誌河川、図書出版の回収不能額	△ 1,219,000
流動資産合計			79,686,070
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	10,719,109
	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店		
運営資金積立資産	運営に必要な資金に備えたもの	運営に必要な資金積立金	25,000,000
	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店		
特 定 資 産 合 計			35,719,109
(2) その他固定資産			
(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産である。)			
同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	事業に供する建物付属設備に対するもの	建物付属設備(OA707アー、空調設備等)	2
	千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階		
什器備品	事業に供するためのもの	事業に供する什器・備品等	9
電話加入金	事業に供する電話加入権に対するもの	事業に供する電話債券	149,240
保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	9,988,608
	千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階		
その他固定資産合計			10,137,859
固定資産合計			45,856,968
資 産 合 計			125,543,038
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	事業全般に対するもの	印刷費、発送費、その他の未払に対するもの	638,971
前受金	二種会費に対するもの	二種会費の前受金	0
預り納付金	所得税、社会保険料に対するもの	所得税、謝金等の源泉徴収税、社会保険料の預り金	1,244,736
流動負債合計			1,883,707
2. 固定負債			
退職給付引当金	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	10,719,109
固定負債合計			10,719,109
負 債 合 計			12,602,816
正 味 財 産			112,940,222

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。

貸倒引当金として、経常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	21,554,763	4,081,521	14,917,175	10,719,109
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合 計	46,554,763	4,081,521	14,917,175	35,719,109

3. 特定資産の財源の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
特定資産			
退職給付引当資産	10,719,109	0	10,719,109
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合 計	35,719,109	0	35,719,109

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	6,201,300	6,201,298	2
什器備品	2,983,115	2,983,106	9
合 計	9,184,415	9,184,404	11

5. そ の 他

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。
なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。
- (2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。

監 査 報 告 書

公益社団法人日本河川協会
会長 甲村 謙友 殿

令和6年4月23日

公益社団法人日本河川協会

監 事 望 月 常 好

公益社団法人日本河川協会

監 事 津 野 三 夫

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の事業及び会計を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

報告第 2 号

令和 6 年度 事業計画書、収支予算書、
資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

令和 6 年度 事業計画書

公益社団法人 日本河川協会

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

令和 6 年度も、日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開していきます。

1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

「河川文化を語る会」を東京及び地方都市にて 4 回開催を予定します。

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料収集を行います。

また、日本学術会議の「気候変動と国土分科会」に参画し昨年度にとりまとめて公表した「見解」も踏まえつつ、学会等における水災害適応策に関する活動に参画するなど、パリ協定の目標を上回る気温上昇や気候モデル予測の不完全性に伴う水災害のさらなる頻発化・激甚化を想定した場合の適応策のあり方について、様々な方々と情報交換・意見交換を行いながら検討を進めます。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川に関わる最新の諸情報を広く提供・発信する役割を担うとともに、過去の発刊分が昭和初期から現在に至るまでの河川事業や河川行政の歴史などに関する貴重なナレッジストックとして活用されるなど、行政関係者、研究者、学生、一般の方々等から高い評価を得ています。

令和 6 年度においてもその内容の一層の充実に努めていきます。また、カラーPDF 版（会員がインターネットで閲覧可能）の提供を引き続き実施します。

＜令和 6 年度の特集テーマ＞（予定）

「令和 6 年度予算」（4 月）、「水防災主流化への道のり～日本の貢献～」(5 月)、「気候変動に対応した土砂災害対策の推進」(6 月)、「大河川の歴史（第 22 回）宮川・太田川」(7 月)、8 月以降は未定。

(4) 河川に関する情報の資料収集・整理と広報資料の作成

河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）や資料を収集・整理し、幅広い普及や社会的な理解を促進するための的確な情報発信方策について検討し、広報資料を作成します。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との基本的な考え方の下で、過去の河川行政における出来事などに関して、収集した資料や当時の担当者へのインタビュー等を通じて記録としてとりまとめます。

令和6年度は、昨年度に引き続き、「東日本大震災における国土交通省の取り組み」について資料収集を行います。

2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業【キャンペーン事業】

(1) 「川の日」記念行事の支援

引き続き、「川の日」実行委員会が実施する「川の日」（7月7日）の記念行事を事務局として支援します。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

全国の水防演習の場における広報活動、河川愛護月間キャンペーンへの支援等を実施します。

3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業【研修・セミナー事業】

(1) セミナーの開催

水防に関する制度・法律等をテーマにした「水防研修」、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、河川に関する最新の施策等をテーマにした「河川講習会」を集合及びWEB併用で開催し、専門的知識の普及を図ります。

これらの開催にあたっては、ホームページへの掲載、メールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めます。

- | | | |
|---------|-----|--------------------------|
| ・水防研修 | 集合 | 令和6年4月19日（金） |
| | WEB | 令和6年5月8日（水）～5月28日（日）24日間 |
| ・河川管理研修 | | 令和6年10月（予定） |
| ・河川講習会 | | 令和7年2月（予定） |

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する状況の中で、河川の有する機能を適切に保全していく取り組みが重要になってきています。そのため、河川の維持管理に関する専門技術を認定する「河川技術者資格制度」の運営を支援します。

4 河川に関する功労者表彰、コンクールの実施及び支援により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業【表彰・コンクール事業】

(1) 河川功労者表彰

昭和 24 年に制度を創設して以来、治水、利水、環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった方々や団体に対する表彰を行ってきました。

令和 6 年も定時社員総会において表彰を行う予定です。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

日本水大賞委員会(名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下)事務局を引き続き務める事としています。

第 26 回日本水大賞・2024 日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式及び受賞活動発表会については、6 月に日本科学未来館で行う予定です。

また、2024 日本ストックホルム青少年水大賞の大賞受賞者は、現地で 8 月に開催される国際コンテスト「ストックホルム青少年水大賞」に日本代表として参加します。

第 27 回日本水大賞は 7 月 7 日に、2025 日本ストックホルム青少年水大賞は 4 月 1 日に、それぞれ募集を開始する予定です。なお、第 27 回日本水大賞の募集にあたっては、例年より前倒しして 4 月より告知を始めるとともに、新規に「奨励賞」(10 団体以内)を設けて、応募への動機づけにつなげます。

5 河川に関する図書等の刊行等【収益事業】

(1) 図書の出版等

河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 6 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2024 河川ハンドブック」を刊行します。なお、「令和 6 年度版河川事業関係例規集」については、引き続き DVD 版(DVD に PDF ファイルを収録)も刊行します。

(2) 受託調査・研究

必要に応じて、収益事業としての受託調査・研究を行います。

6 会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援【会員活動助成等事業】

(1) 会員活動への助成

会員の親睦、交流及びサークル活動をより一層推進させるため、現在 12 の府県単位で設立されている会員組織の活動を支援するとともに、その運営に必要な経費の一部を助成します。

また、各地域において、会員が川をテーマにした自主的な研究や地域活動への参加を行うサークル活動に対して、その経費の一部を助成します。

令和 2 年以来、抑制的な活動を余儀なくされてきた地方団体の活動を支援するため助成金を増額するほか、これらの団体間の連携を図るため会員団体連絡会を開催し、更なる活性化の取り組みを進めます。

(2) 会員への情報誌会報「河川文化」の発行・配布

平成 9 年の河川法改正、二種（個人）会員制度の創設とともに発刊した会報「河川文化」は、一昨年 12 月に創刊から四半世紀を迎え第 100 号を刊行しました。

令和 6 年度以降も会員への情報発信季刊誌としてさらなる内容の充実を目指すとともに、過去記事の検索機能や図書館への配布等により多くの方々が活用できるようにします。

＜令和 6 年度 特集計画＞（予定）

第 106 号	令和 6 年	6 月号	テーマ「川の風物詩 夏」
第 107 号	令和 6 年	9 月号	テーマ「川の風物詩 秋」
第 108 号	令和 6 年	12 月号	テーマ「川の風物詩 冬」
第 109 号	令和 7 年	3 月号	（未 定）

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

引き続き、河川関係諸団体の活動を支援します。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

令和 6 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

(5) 有識者による WEB 講演の配信

令和 3 年 6 月から、メールマガジンでお知らせしたうえで、会員の皆様に時宜に合ったテーマによる有識者の WEB 講演を配信しています。

令和 6 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

7 協会運営に関して特記すべき事項

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の法上の位置づけ見直しを踏まえ、引き続き必要な取り組みを行いながら協会運営を行ってまいりました。

令和 6 年度も、引き続き必要な取り組みを行い、協会運営を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への様々な取り組みを通じて得られた知見を踏まえ、ワーク・ライフバランスの改善や業務効率の向上に資する取り組みを進めてまいります。

令和6年度収支予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	令和6年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	(A)	(B)	(A)-(B)	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	72,350,000	71,140,000	1,210,000	
一種正会員	25,680,000	25,680,000	0	
二種正会員	12,520,000	12,120,000	400,000	
三種正会員	34,150,000	33,340,000	810,000	
事業収益	113,780,000	113,290,000	490,000	
調査事業	42,770,000	43,660,000	△ 890,000	
キャンペーン事業	680,000	500,000	180,000	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	22,580,000	20,850,000	1,730,000	
表彰・コンクール事業	29,500,000	29,000,000	500,000	
収益事業	18,250,000	19,280,000	△ 1,030,000	
受取負担金	8,720,000	8,520,000	200,000	
受取寄附金	20,250,000	18,250,000	2,000,000	
雑収益	0	0	0	
経常収益計	215,100,000	211,200,000	3,900,000	
(2) 経常費用				
事業費				
公益目的事業	160,804,818	157,168,865	3,635,953	
調査事業	53,540,840	53,483,150	57,690	
キャンペーン事業	10,381,242	10,968,899	△ 587,657	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	44,450,594	43,626,428	824,166	
表彰・コンクール事業	52,432,142	49,090,388	3,341,754	
収益事業等	29,445,062	28,488,404	956,658	
収益事業	17,784,298	18,520,169	△ 735,871	
会員活動助成等事業	11,660,764	9,968,235	1,692,529	
事業費計	190,249,880	185,657,269	4,592,611	
管理費計	24,850,120	25,542,731	△ 692,611	
経常費用計	215,100,000	211,200,000	3,900,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
(注) 短期借入金限度額 20,000,000円				

収 支 予 算 書 内 訳 表 (1/2)
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計			法人会計	合 計	
	公1	公2	公3	公4	公5	小 計		共 通			小 計
						収益事業	他1 会員活動 助成等事業				
調査事業	調査事業	キャンベーン事業	助成事業	研修・セミナー事業	表彰・コンクール事業	小 計	収益事業				
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
受取会費						36,175,000				36,175,000	72,350,000
一種正会員						12,840,000				12,840,000	25,680,000
二種正会員						6,260,000				6,260,000	12,520,000
三種正会員						17,075,000				17,075,000	34,150,000
事業収益	42,770,000	680,000		22,580,000	29,500,000	95,530,000	18,250,000		18,250,000	113,780,000	
調査事業	42,770,000					42,770,000				42,770,000	
キャンベーン事業		680,000				680,000				680,000	
助成事業						0				0	
研修・セミナー事業				22,580,000		22,580,000				22,580,000	
表彰・コンクール事業					29,500,000	29,500,000				29,500,000	
収益事業		6,720,000			2,000,000	8,720,000				8,720,000	
受取負担金					19,000,000	20,250,000			0	20,250,000	
受取寄附金										0	
雑収益										0	
受取利息収入										0	
その他収入										0	
経常収益計	42,770,000	7,400,000		22,580,000	50,500,000	160,675,000	18,250,000		18,250,000	36,175,000	215,100,000
(2) 経常費用											
事業費	53,540,840	10,381,242		44,450,594	52,432,142	160,804,818	17,794,298	11,690,764	29,445,062		190,249,880
役員報酬	5,213,220	749,220		5,727,600	6,405,000	18,095,100	555,300	546,450	1,101,750		19,196,850
給料手当	11,749,695	850,565		18,021,625	6,180,435	36,802,320	2,063,495	2,150,515	4,214,010		41,016,330
退職給付費用	778,880	106,430		1,014,600	762,630	2,662,540	179,250	71,990	251,240		2,913,780
福利厚生費	158,350	9,550		145,250	93,750	406,900	20,250	7,050	27,300		434,200
通勤手当	531,283	63,101		961,719	250,907	1,807,010	154,503	35,183	189,686		1,996,696
旅費交通費	638,350	9,550		275,250	6,103,750	7,026,900	20,250	2,207,050	2,227,300		9,254,200
通信運搬費	4,656,700	29,100		730,500	3,317,500	8,733,800	760,500	14,100	774,600		9,508,400
減価償却費	0	0		0	0	0	0	0	0		0
消耗品費	774,245	44,885		682,675	840,625	2,342,430	95,175	33,135	128,310		2,470,740
印刷製本費	15,726,740	2,722,020		2,409,100	2,412,500	23,270,360	12,699,100	3,631,020	16,330,120		39,600,480
賃借料	4,497,140	271,220		4,125,100	2,662,500	11,555,960	575,100	200,220	775,320		12,331,280
連記代	0	0		0	300,000	300,000	0	0	0		300,000
社会保険料負担金	2,603,962	247,316		3,646,350	1,420,540	7,918,168	417,690	149,246	566,936		8,485,104
会費費	250,000	0		1,780,000	1,200,000	3,230,000	0	150,000	150,000		3,380,000
謝礼金	2,560,000	0		240,000	2,460,000	5,260,000	0	600,000	600,000		5,860,000
委託費	1,020,000	2,700,000		2,690,000	9,800,000	16,210,000	0	0	0		16,210,000
租税公課	1,899,740	98,230		1,475,800	1,025,070	4,498,840	201,160		201,160		4,700,000
支払負担金	0	450,000		0	100,000	550,000	0	400,000	400,000		950,000
支払助成金	0	2,000,000		0	0	2,000,000	0	1,450,000	1,450,000		3,450,000
褒賞	0	0		0	6,300,000	6,300,000	0	0	0		6,300,000
諸費	482,535	30,055		525,025	796,875	1,834,490	42,525	14,805	57,330		1,891,820

収 支 予 算 書 内 訳 表 (2/2)
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計				法人会計	合 計	
	公1 調査事業	公2 キャンペーン事業	公3 助成事業	公4 研修・セミナー事業	公5 表彰・コウル事業	小 計 共 通	取 1					小 計 共 通
							収益事業	他1 会員活動 助成等事業				
管 理 費												
役員報酬											24,850,120	24,850,120
給料手当											4,143,150	4,143,150
退職給付費用											5,773,670	5,773,670
福利厚生費											586,220	586,220
通勤手当											65,800	65,800
旅費交通費											303,304	303,304
通信運搬費											65,800	65,800
減価償却費											131,600	131,600
消耗品費											0	0
印刷製本費											309,260	309,260
賃借料											289,520	289,520
社会保険料負担金											1,868,720	1,868,720
諸謝金											1,474,896	1,474,896
会費管理費											240,000	240,000
交際費											5,800,000	5,800,000
総会・理事会費											60,000	60,000
諸費											3,600,000	3,600,000
											138,180	138,180
經常費用計	53,540,840	10,381,242		44,450,594	52,432,142	0	17,794,298	11,860,794		28,445,092	24,850,120	215,100,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,770,840	△ 2,981,242		△ 21,870,594	△ 1,932,142	37,425,000	465,702	△ 11,860,794		△ 11,195,002	11,324,880	0
基本財産評価損益												
特定資産評価損益額												
投資有価証券評価損益等												
評価損益等計												
当期経常増減額	△ 10,770,840	△ 2,981,242		△ 21,870,594	△ 1,932,142	37,425,000	465,702	△ 11,860,794		△ 11,195,002	11,324,880	0
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
(2) 経常外費用												
当期経常外増減額												
他会計振替額							0			0		0
当期一般正味財産増減額	△ 10,770,840	△ 2,981,242		△ 21,870,594	△ 1,932,142	37,425,000	465,702	△ 11,860,794		△ 11,195,002	11,324,880	0

(注) 短期借入金限度額 20,000,000円

令和 6 年度 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

資金調達及び設備投資の見込みについては、該当ありません。

議案第 2 号

理事及び監事の選任について決議を求める件

理事・監事候補者名簿(案)

令和6年6月4日

区 分	常・非常勤 の別	氏名	役職	新 任	再 任
理 事	非常勤	浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授		○
理 事	非常勤	岡本 正男	一般社団法人 全国治水砂防協会 副会長		○
理 事	非常勤	楓 千里	國學院大學 観光まちづくり学部 教授		○
理 事	非常勤	神達 岳志	茨城県常総市長		○
理 事	非常勤	甲村 謙友	前 一般財団法人 国土技術研究センター 理事長		○
理 事	非常勤	小島 茂	埼玉県県土整備部 副部長	○	
理 事	非常勤	酒井 公生	新潟県土木部 河川管理課長		○
理 事	非常勤	佐藤 年緒	環境・科学ジャーナリスト		○
理 事	非常勤	下市 幸平	愛知県建設局 河川課長	○	
理 事	非常勤	水頭 顕治	広島県土木建築局 河川課長	○	
理 事	非常勤	杉浦未希子	上智大学グローバル教育センター／ グローバル・スタディーズ研究科 教授	○	
理 事	非常勤	鈴木 善友	宮城県土木部 河川課長	○	
理 事	非常勤	清治 真人	株式会社 東京建設コンサルタント 相談役		○
理 事	非常勤	曾小川久貴	公益社団法人 日本下水道協会 顧問		○
理 事	非常勤	高橋 健文	元 公益財団法人 建設業適正取引推進機構 理事長		○
理 事	非常勤	田代 民治	鹿島建設株式会社 顧問		○
理 事	非常勤	中村 太士	北海道大学 名誉教授		○
理 事	非常勤	三井 元子	特定非常勤営利活動法人 あらかわ学会 副理事長・事務局長		○
理 事	非常勤	村田 和夫	株式会社 建設技術研究所 相談役		○
理 事	非常勤	矢野 克己	大阪府都市整備部河川室 河川整備課長	○	
理 事	非常勤	山田 正	中央大学研究開発機構 機構教授		○
理 事	常勤	高村 裕平	公益社団法人 日本河川協会	○	
理 事	常勤	志賀 文夫	公益社団法人 日本河川協会		○
監事	非常勤	津野 三夫	税理士		○
監事	非常勤	望月 常好	前 一般財団法人経済調査会 理事長		○

< 参考 >

任期満了で退任する役員のうち、非再任の役員名簿

(令和6年6月4日)

役職名	氏 名	役 職
常任理事	吉 澤 隆	前 埼玉県県土整備部 副部長
理 事	今 井 清 人	前 福岡県県土整備部 河川管理課長
理 事	吉 良 美知宏	前 愛媛県土木部 河川港湾局長
理 事	七 戸 克 彦	九州大学大学院法学研究院 教授
理 事	西 村 薫	前 愛知県建設局 河川課長
理 事	長谷川 清 人	前 宮城県土木部 河川課長
専務理事	黒 川 純一良	公益社団法人 日本河川協会 専務理事

令和 6 年 河川功労者表彰

令和 6 年 河 川 功 労 者 表 彰 総 括 表

事 項	個 人	団 体	計
第 1 号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合		1	1
第 2 号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合	27		27
第 3 号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合	8		8
第 4 号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合	1	31	32
第 5 号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合	25		25
第 6 号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合		1	1
第 7 号 河川や水の分野において国際的な活躍又は外国との交流・連携の深化に功績があった場合			0
第 8 号 本会の発展に顕著な貢献をする等、特に表彰が必要と認められた場合	4		4
合 計	65	33	98

令和6年河川功労者表彰者名簿

第1号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合

(団体1)

名 称	功 績 等	住 所
和 船 友 の 会	平成7年の発足以来、かつて河川や湾で活躍していた江戸前和船の操船及び修繕技術の保全活動に努めるとともに、一般客の乗船体験にも取り組み、歴史を活かした地域の活性化と河川文化の発展に貢献された。	東京都江東区

第2号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合

(個人27)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
にし の まさ あき 西 野 雅 亮	農 業	昭和59年から長年にわたり、馬淵川水系馬淵川 内舟渡第一排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県八戸市
は ば とよ ひろ 羽 場 豊 広	農 業	昭和58年から長年にわたり、岩木川水系旧大峰川 大峰川第五排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県弘前市
く どう かつ とし 工 藤 勝 敏	農 業	昭和58年から長年にわたり、岩木川水系旧大峰川 大峰川第一排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県弘前市
みや かわ よし ひろ 宮 川 芳 宏	農 業	昭和55年から長年にわたり、北上川水系猿ヶ石川 前郷第2排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県花巻市
たに ふじ ひろ あき 谷 藤 裕 明	会 社 役 員	平成15年の盛岡市長就任以来、長年にわたり北上川ダム管理協議会会長として、また河川事業関係団体の役員として、北上川水系及び東北地方管内の直轄ダム、補助ダムの数多くの事業及び河川改修事業を推進するために各種要望活動を行うなど河川事業の推進に尽力された。	岩手県盛岡市
ち ば あき ひこ 千 葉 明 彦	—	昭和55年から長年にわたり、北上川水系北上川 木伏排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県盛岡市
す ずき あつし 鈴 木 篤	—	昭和55年から長年にわたり、北上川水系北上川 開運橋排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県盛岡市
はぎ わら たつ お 萩 原 達 雄	前 大 衡 村 長	平成27年に大衡村長に当選以来長年にわたり、「吉田川床上浸水対策特別緊急事業」を推進するとともに、江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会理事等として、流域の治水事業等の推進に尽力されるなど、流域の安全・安心の確保と地域活性化に貢献された。	宮城県黒川郡大衡村
あさ の はじむ 浅 野 元	前 大 和 町 長	24年間という長年にわたり、大和町長として、また江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会副会長等としても流域の治水事業等の推進に尽力されるとともに、「吉田川床上浸水対策特別緊急事業」にも寄与されるなど、治水事業の推進による流域の安全・安心の確保と地域活性化に貢献された。	宮城県黒川郡大和町
か み やま まさ はる 加 美 山 正 春	農 業	昭和58年から長年にわたり、北上川水系旧北上川の加々巻排水樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	宮城県登米市
や ぐち きよ やす 矢 口 清 康	農 業	昭和54年から長年にわたり、最上川水系鮭川の川口第二排水樋管において、水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡鮭川村
あ ひこ ひろし 阿 彦 弘	—	昭和49年から長年にわたり、最上川水系最上川 清川第三排水樋管において、水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県東田川郡庄内町
いし かわ ひろ みつ 石 川 浩 光	—	昭和58年から長年にわたり、最上川水系最上川福沢第2排水樋管の水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県東置賜郡高畠町
おお き こう じ 大 木 孝 次	自 営 業	昭和56年から長年にわたり、最上川水系須川寺津水門の水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県天童市

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
くろ さか とし ひろ 黒 坂 寿 広	農 業	昭和54年から長年にわたり、最上川水系真室川の木ノ下第二排水樋管において、水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡真室川町
やく わ しゅん や 八 欽 俊 哉	農 業	昭和54年から長年にわたり、最上川水系真室川の木ノ下第二排水樋管において、水門等水位観測員として施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県最上郡真室川町
つた かわ かず よし 傳 川 和 芳	会 社 員	平成10年から長年にわたり、堰等管理員として新潟大堰および信濃川水門の操作・点検及び管理運転点検を定期的実施するとともに、洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、信濃川の洪水対策及び災害の軽減に貢献された。	新潟県新潟市
い だ かず よし 井 田 一 由	会 社 員	昭和62年から由良川水系由良川光谷川樋門の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	京都府綾部市
いわ もと よし ゆき 岩 本 芳 幸	—	昭和54年から長年にわたり、淀川水系木津川渦之樋樋門の水門等水位観測員として強い責任感をもって施設の点検・操作に従事し、過去幾多の洪水において正確かつ迅速な操作を行い、災害の軽減に貢献された。	京都府木津川市
もり しま よし ひさ 森 嶋 祥 久	—	昭和59年から長年にわたり、淀川水系木津川渦之樋樋門の水門等水位観測員として強い責任感をもって施設の点検・操作に従事し、過去幾多の洪水において正確かつ迅速な操作を行い、災害の軽減に貢献された。	京都府木津川市
きの した まさ お 木 下 雅 夫	会 社 員	昭和62年から長年にわたり、揖保川水系栗栖川北河原排水樋門の水門等水位観測員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	兵庫県たつの市
むら かみ とも あき 村 上 友 昭	自 営 業	昭和62年から長年にわたり、揖保川水系林田川舎利田排水樋門の水門等水位観測員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	兵庫県たつの市
やす だ きみ のり 安 田 公 徳	自 営 業	昭和62年から長年にわたり、揖保川水系林田川簗排水樋門の水門等水位観測員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	兵庫県たつの市
おか もと とし みつ 岡 本 俊 光	—	昭和57年から長年にわたり、渡川水系四万十川「百笑樋門」操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県四万十市
おか もと かず ゆき 岡 本 和 幸	—	昭和57年から長年にわたり、渡川水系四万十川「百笑樋門」操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県四万十市
と かじ まさ ゆき 戸 梶 眞 幸	日 高 村 長	平成20年に日高村長就任以降、仁淀川改修期成同盟会会長等として、仁淀川流域の治水安全度の向上のために治水事業の推進及び啓発活動に尽力されるとともに、「日高村水害に強いまちづくり条例」の策定にも寄与されるなど、地域の安心・安全の確保と地域の活性化に貢献された。	高知県高岡郡日高村
さか やま とし じ 坂 山 敏 二	会 社 員	九州全体の河川事業の推進、治水安全度向上に尽力され治水と文化財保護の両立を図るという難題を解決されるとともに「九州防災エキスパート会」にも参画し、河川事業推進上の課題や災害時の復旧工法の指導・助言にも取り組むなど、九州の実務担当者の技術力向上、河川技術・防災技術の継承に貢献された。	福岡県久留米市

第3号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合

(個人8)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
たか はし けん じ 高 橋 健 児	会 社 役 員	31年間という長年にわたり、水防団員として水害から地域住民の生命・財産を守るために活動し、被害の防止と軽減に尽力されるとともに、地域住民に対して啓発活動を行い、水害の恐ろしさと、水防活動の重要性を伝えるなど、水防意識の醸成にも貢献された。	岐阜県岐阜市
はやし 林 勉	農 業	就任以来43年7ヶ月もの長年にわたり、団員の指導育成並びに水害の防止に尽力されるとともに、近年の度重なる集中豪雨等による出水時には団長として管内を巡視し、常に河川の水位等に気を配るなど、水防意識の醸成にも貢献された。	岐阜県岐阜市
いけ や まさ ひこ 池 谷 政 彦	自 営 業	平成12年旧浜北市水防団第7分団に入団以来、部長、副分団長を経て、平成22年からは分団長に就任し、平成30年分団長退任後も引き続き後輩の指導にあたるなど、地域防災の第一線として住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	静岡県浜松市
おお いし ゆき のぶ 大 石 幸 伸	会 社 員	平成16年4月浜松市水防団芳川分団に入団以来、河川巡視や水防工法の実施等献身的に活動を行い、平成27年4月に浜松市水防団副団長に就任後は団長を補佐し、地域防災の柱である水防団活動の中核を担うなど、住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	静岡県浜松市

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
おおしまいくお夫 大 島 郁 夫	会 社 役 員	淀川左岸水防事務組合水防団分団長として、長年にわたり水災防御の第一線で活躍し、豊かな経験と卓越した指導力により、団員の指導育成と水防組織の充実強化に努め、地域住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	大阪府大阪市
かつら たけ し 桂 武 史	農 業	昭和49年に大和川右岸水防事務組合住吉第二分団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成30年からは分団長として卓越した指導力を持って分団員を統率し、若年団員の育成に努めるなど防災教育にも貢献された。	大阪府大阪市
やま もと たか あき 山 本 隆 章	自 営 業	長年にわたり、淀川右岸水防事務組合水防団淀川第1水防区分団長として水災害防御の第一線で活動し、蓄積した経験と見識、指導力をもって水防団員の指導育成、組織強化に努め、地域住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	大阪府大阪市
たか さき しん ぞう 高 崎 信 三	—	平成17年から防災エキスパート、平成19年から水防専門家として、吉野川並びに那賀川水系の関係市町における消防団員等への水防工法の施工技術の指導を行い、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	徳島県板野郡上板町 かみいたろう

第 4 号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合

(個人1)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
なか むら ゆき お夫 中 村 幸 夫	農 業	長年にわたり、二級河川瑞沢川において、年間定期的に法面や河川敷部分の清掃や草刈りなどの活動を行い、河川環境の保全及び地域住民の河川愛護意識の高揚に貢献された。	千葉県長生郡睦沢町 むつぞまろ

(団体31)

名 称	功 績 等	住 所
栃木県立馬頭高等学校水産科 ばとう	河川環境の保全に関する調査研究や教育活動などを通じ、市民団体・地域住民・関係機関と連携し、地域の河川環境に関する普及、啓発に貢献された。	栃木県那須郡那珂川町
お っ ぺ 川 を 守 る 会 がわ	平成25年の設立以来、一級河川越辺川において除草・清掃等の河川美化活動を定期的に行うなど、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。	埼玉県入間郡越生町 おこさまろ
もと あら かわ 元 荒 川 カ ッ パ の 会 かい	元荒川にて鴻巣市と協働し市内の小中学生とともに清掃活動や環境教育を行い、市民の環境保全意識を高めるのに加え、元荒川の美化に貢献された。	埼玉県鴻巣市
と ね うん が 利 根 運 河 の 生 態 系 を 守 る 会	平成11年の設立以来、長年にわたり流山市・野田市に位置する利根運河の自然環境の保全に取り組みとともに、自然観察会や「運河塾」と銘打った講演会を定期的に開催するなど、地域住民等の河川に対する環境意識の醸成に貢献された。	千葉県流山市・野田市
きゅうなか がわ とう ろう なか 旧 中 川 灯 籠 流 し 実 行 委 員 会	平成11年から毎年、終戦記念日に実施している旧中川の灯籠流しを通じ、東京大空襲犠牲者の慰霊とともに近隣小学生への水環境整備学習や地域住民による河川清掃等を行い、河川環境の保全及び地域活性化に貢献された。	東京都江戸川区
こ い で がわ 小 出 川 彼 岸 花 団 体 協 議 会	平成21年の創設以来、小出川において、河川敷の清掃等を毎年実施するとともに、堤防沿いに数百万株の彼岸花を植栽・保護し、小出川彼岸花まつりを毎年開催するなど、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。	神奈川県藤沢市
ふ じ み みず べ 富 士 見 水 辺 愛 護 会	平成12年の設立以来、和泉川の草木橋から赤坂橋を中心に川辺の草刈りや樹木の伐採・剪定、川中の清掃を行うほか、広場の花壇にも手を入れるなど、地域の憩いの場としての河川環境維持に貢献された。	神奈川県横浜市
にし かわ こ がん 西 川 護 岸 美 化 愛 護 会	新坂歩道橋から亀貝橋の間の両岸延べ6,000メートルの区間で毎年3回、雑草の刈り取りやごみ拾いなどの清掃活動を行うとともに、花木の植栽を通して河川環境の保持にも取り組み、「西川ふれあいロード」と命名されるほどの快適な水辺ロードとして地域住民に親しまれるなど、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。	新潟県新潟市
きたもりもとうかい もりもとがわ 北 森 本 町 会 ・ 森 下 川 芝 桜 愛 護 会	50年以上にわたり、二級河川森下川流域において、堤防等の草刈りや清掃活動を継続して行うほか、平成29年からは町内有志による河川アドプト団体「森下川芝桜愛護会」により、芝桜の管理も行うなど、河川環境の保全及び景観向上に貢献された。	石川県金沢市北森本町
さい とう 齋 藤 建 設 株 式 会 社	昭和61年より毎年、甲府市内を流れる一級河川濁川や周辺側溝において河川清掃や除草作業を地域住民と行い、川の生態系の維持や河川の環境美化・保全に貢献されているほか、地域コミュニティの醸成にも寄与された。	山梨県甲府市

名 称	功 績 等	住 所
に しなさん こ 仁科三湖を美しくする会	昭和49年の設立以降長期間かつ広範囲にわたり限なく清掃、草刈りといった清掃活動を行っており、令和5年度は湖周辺に限らず舟を使って湖内の除草まで行うなど、年間20回に及ぶ活動に精力的に取り組み、仁科三湖（青木湖、中綱湖、木崎湖）という象徴的な河川環境の美化に貢献された。	長野県大町市
てんりゅうがわ 特定非営利活動法人 天竜川ゆめ会議	長年にわたり継続して河川の自然保護・愛護活動等の多岐にわたる企画を実施し、その結果アレチウリ等外来種の減少、河原への流域市民の回帰等に変化をもたらし、環境保全回復に関わる人材育成に貢献された。	長野県駒ヶ根市
たい し まち や ぎ さわがわ 太子町八木沢川河川愛護会	平成15年11月に設立され、長年にわたり一級河川八木沢川において、河川敷内の雑草木刈払い、清掃及び土砂上げ等の河川愛護活動を実施し、地域住民の環境美化意識の高揚に努められるとともに河川環境美化に貢献された。	長野県須坂市
エクセラン高等学校 環境科学コース	平成20年以降、一級河川薄川の筑摩橋から小松橋の間において、河川に生息する植物や水生生物の調査・研究を行い、河川環境保全に関する知識を養うとともに、地域住民と連携した活動にも取り組み、他の模範となるなど、河川愛護活動及び環境保全意識の向上に貢献された。	長野県松本市
きったがわ 吉田川を美しくする会桜ヶ丘支部寿町一丁目自治会	平成2年の活動開始以降、関市内の吉田川において、河川清掃や樹木剪定等の環境美化活動を継続的に実施し、長年にわたり地域の河川愛護活動と環境美化に貢献された。	岐阜県関市
社会福祉法人 び とく かい 美徳会	平成26年から令和2年度までは土岐川右岸河川敷の清掃、除草等の美化活動を、令和3年度以降は土岐川右岸河川敷の清掃を毎年継続して実施し、河川環境の保全及び河川愛護に貢献された。	岐阜県多治見市
お り がわ 小里川ダム里山教室	長きにわたり、小里川ダム湖畔の環境整備を毎年継続して実施しているほか、ダムへの関心を高めるためのイベントを開催するなど、河川環境の保全及び河川愛護に貢献された。（令和2年河川協力団体に指定）	岐阜県瑞浪市
いりえ 入江地区まちづくり推進委員会	静岡市清水区入江地区の7自治会から設立以降、長年にわたり二級河川巴川ほか3河川の清掃活動を毎年継続的にを行い、河川愛護精神の普及及び河川美化保全に貢献された。	静岡県静岡市
み し ま 三島里親会	平成18年から長年にわたり二級河川馬込川の草刈りや清掃活動等河川の美化・保全活動に取り組み、沿川住民に憩いの場所として親しまれるなど、河川愛護及び河川美化の推進に貢献された。	静岡県浜松市
や ど がわ 矢戸川をきれいにする会	地域を流れる矢戸川の環境を保全するため、年間を通し、矢戸川法面の草刈りと矢戸川に接続する水路敷の一部の草刈りやごみ拾いなどの清掃活動を行うとともに、矢戸川を通じた地域住民との交流活動にも取り組み、地域の河川環境の保全や河川美化の推進に貢献された。	愛知県大口町
しょうげ がわ 庄下川ラブリーバー委員会	平成16年に設立以来、様々なイベントや河川清掃活動等を毎年実施し、庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に受け継いでいくための活動を長年にわたり行うなど、河川愛護意識の向上に貢献された。	兵庫県尼崎市
ふくいけひがし ひ の がわ 福生東地区日野川を美しくする会	平成16年に設立以来、米子市内を流れる一級河川日野川において、流域住民が一体となり清掃活動を行うなど、継続的に河川愛護活動や河川環境の保全に貢献された。	鳥取県米子市
おく いずも ふ せ 奥出雲町立布勢小学校	平成26年度から宍道湖流入河川調査に参加し、水質調査や公民館との連携によるオオサンショウウオの生態調査を継続しており、学習発表会で生き物が生息しやすい環境の保全を地域住民に呼びかけるなど、環境保全意識の醸成に貢献された。	島根県仁多郡奥出雲町
やすぎ あか え 安来市立赤江小学校	平成18年度から中海流入河川調査に参加し、課題を設定して学習に取り組み、その成果及び身近な川の環境を守っていきいたいという思いを分かりやすくまとめ、学習発表会や授業公開日などで地域住民に呼びかけるなど、環境保全意識の醸成に貢献された。	島根県安来市
い お たに 伊尾小谷地区自治会	平成10年より長年にわたり、世羅郡世羅町大字小谷のギフチョウ保護区において保全活動を実施し毎年ギフチョウの生息を確認するなど、八田原ダム貯水池周辺環境の保全に貢献された。	広島県世羅郡世羅町
みや の 宮野観光会	昭和44年の設立以来、二級河川樫野川において河川の清掃及び草刈等の美化活動を継続的に実施するとともに、小学校との協働によるホテルの育成やアユの放流に取り組むなど、河川愛護意識の高揚や河川環境保全に貢献された。	山口県山口市
上 野 あい 愛りバー会	団体認定以降、地域内で高齢化が進行している現在に至るまで、毎年3回地域の方々が協力し合い実施する上野地区の河川愛護運動を継続するなど、地域住民の河川愛護意識の高揚に貢献された。	愛媛県伊予市
さわやかボランティアーズ4班	平成13年5月の設立以来、熊本市内を流れる坪井川において月1回のペースで、河川敷のごみ拾いや草刈りなどの清掃活動を継続して行い、これらの活動を通じて、地域住民の自然環境への関心を高めるなど、河川環境の美化及び河川愛護活動に貢献された。	熊本県熊本市
特定非営利活動法人 みずのとらベル隊	緑川水系の歴史や文化を継承しながら河川環境の保全と創造に取り組み、流域の環境向上・文化の発展に寄与するとともに、次世代を担う子どもたちに自然体験活動を通して河川に対する意識の向上を促し、その健全育成に貢献された。	熊本県上益城郡御船町
おおいたがわ しょうないとう ふ 大分川漁業協同組合 庄内東部支部	大分県由布市内町東部地域を中心に25年間にわたり、毎年11月の第1日曜日に川のごみ拾い及び草刈りなどの清掃活動を行っているほか、月1回の不法投棄等の監視活動を実施するなど、大分川流域の河川環境の美化に貢献された。	大分県由布市

名 称	功 績 等	住 所
か くさ 加 草 1 区 自 治 公 民 館	二級河川鳴子川において、河川堤防沿いの草刈り、ゴミ拾いなどの環境美化活動を平成9年から約26年間にわたり実施しており、河川環境の保全や地域における河川愛護意識の醸成に貢献された。	宮崎県東臼杵郡門川町

第 5 号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合

(個人25)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
おか むら とし くに 岡 村 俊 邦	北海道科学大学 名 誉 教 授	生態土木学や環境緑化学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、河川水辺の国勢調査アドバイザー、尻別川流域委員会の委員等を務め、河川整備の推進や河川環境の保全に貢献された。	北海道札幌市
きょ し たつ ひろ 許 士 達 広	会 社 員	河川工学や水資源工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、尻別川リバーカウンセラー、尻別川流域委員会の委員等を務め、河川行政の推進等に貢献された。	北海道札幌市
た なか ひとし 田 中 仁	東 北 大 学 総長特命教授	水工学、環境水理学の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、宮城県内河川整備学識者懇談会座長、令和元年台風第19号を踏まえた今後の治水対策の在り方検討会座長等を務め、河川整備の推進に貢献された。	宮城県仙台市
おお さわ や す お 大 澤 八 州 男	日本野鳥の会 山形県支部顧問	鳥類専門家として平成12年3月から最上川水系流域委員会に参画し、最上川水系河川整備計画策定・変更等に係る助言を行うなど河川事業の進捗に貢献された。	山形県山形市
やま だ ただし 山 田 正	中央大学開発機構 機構教授 中央大学名誉教授	水理学・文学・河川工学の専門家として集中豪雨の発生メカニズム解明、雲物理実験と降雨形成過程の研究、XバンドMPレーダーによるゲリラ豪雨のリアルタイム観測実現等顕著な研究成果をあげられるとともに、国・地方公共団体・学会主催の防災、河川・湖沼の整備、研究・技術開発に関わる委員会に委員長・委員として参画し、水・河川・防災行政の推進に貢献された。	千葉県四街道市
かわ べ ひろし 川 邊 洋	新 潟 大 学 名 誉 教 授	砂防工学の専門家として平成18年より長年にわたり、滝坂地すべり対策検討委員会の委員を務め、大規模且つ複雑な機構を有する地すべり地の対策事業計画の検討・審議においては、地すべりに関する豊富な知見をもとに助言を行うなど、事業の推進に貢献された。	神奈川県横浜市
ち ば あきら 千 葉 晃	日本歯科大学 名 誉 教 授	阿賀野川自然再生モニタリング検討会委員、阿賀野川水系流域委員会委員、河川水辺の国勢調査(鳥類)アドバイザーを務められており、主に鳥類の視点から阿賀野川らしい自然環境の保全・再生を行ううえで具体的な方策提案を行うなど、事業の推進に貢献された。	新潟県新潟市
たけ うち あきら 竹 内 章	富 山 大 学 名 誉 教 授	海洋地質学や構造地質学の専門家として、平成12年から「黒部川ダム排砂評価委員会委員」として携われ、平成31年からは「同委員長」も務め、出し平ダムと宇奈月ダムが連携して排砂を行う他に例を見ない連携排砂について学識的な知見により助言を行い、社会基盤施設の持続的な機能維持と海及び河川の環境保全に貢献された。	富山県富山市
おお はら ひとし 大 原 均	—	鳥類・魚類の専門家として天竜川上流域の河川環境保全に関して技術的指導を行い、希少種の保全・保護活動に取り組みれる一方、驚流峡景観・環境検討会委員として松尾・下久堅地区治水事業計画の策定にも助言を行うなど、河川環境の保全及び河川整備の推進に貢献された。	長野県下伊那郡高森町
ささ もと しょう じ 笹 本 正 治	長野県立歴史館 特 別 館 長	日本史・文化財の専門家として、また天竜川水系流域委員会副委員長として河川整備計画の計画見直しに寄与するとともに、天竜川上流における地域とのかかわり、暮らしや歴史、流域の文化交流等歴史的経緯をとりまとめるなど、川と人とのつながりに関する助言を通じ、河川整備事業の推進に貢献された。	長野県松本市
た なか ひろ みち 田 中 博 通	東 海 大 学 名 誉 教 授	流体工学の専門家として狩野川流域懇談会や狩野川水系流域委員会および大井川水系流域委員会において委員・委員長を務め、河川整備計画の策定を行い、さらに社会資本整備審議会河川整備基本方針検討小委員会の委員として気候変動を踏まえた河道計画を検討する上での指導・助言を行うなど、河川整備の推進に貢献された。	静岡県静岡市
いし だ のり こ 石 田 典 子	三重大学非常勤講師 中京大学非常勤講師	矢作川水系総合土砂管理検討委員会、中部地方ダム等管理フォローアップ委員会、長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会などの委員として、ダム建設に関する環境への影響及び保全対策、環境影響評価に係る評価書等のとりまとめに寄与し、ダム事業の推進に貢献された。	愛知県愛知郡東郷町
こ ばやし けい すけ 小 林 圭 介	滋賀県立大学 名 誉 教 授	植物生態学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、淀川水系流域委員会委員、大戸川ダム環境保全委員会委員長などを歴任し、植生や生態系への影響等に関する助言を通じて、社会資本整備の推進に貢献された。	滋賀県彦根市
き ひら はじめ 紀 平 肇	元 団 体 役 員	淀川の淡水魚類・貝類の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、淀川水系流域委員会、天ヶ瀬ダム再開発事業生物環境WG等に参加し、淡水魚類・貝類の影響等に関する助言を通じて、社会資本整備の推進に貢献された。	大阪府大阪市
さわ こう へい 澤 孝 平	明石工業高等専門学校 名 誉 教 授	地盤工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、揖保川及び加古川堤防調査委員会委員長、紀の川堤防調査委員会副委員長などを歴任し、河川堤防の土質等に関する助言を通じて社会資本整備の推進に貢献された。	大阪府豊中市
あや し ろう 綾 史 郎	大阪工業大学 名 誉 教 授	河川工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、市民活動等を通じた河川環境の保全に取り組みれ、淀川水系流域委員会委員や淀川環境委員会委員等を歴任し、河川環境への影響等に関する助言を通じて、河川整備計画の策定や社会基盤整備の推進に貢献された。	大阪府寝屋川市

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
せい け やすし 清 家 泰	鳥根大学エスチャーラー研究センター 客 員 教 授	水質の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、国土交通省、鳥根県の水質に関する各種の検討会や「斐伊川放水路事業環境影響評価」のモニタリング、「斐伊川水系河川整備計画」の策定・点検に至るまで、専門的な視点から助言を行い、河川の整備、河川環境の保全等に貢献された。	鳥根県松江市
にし がき まこと 西 垣 誠	岡山大学 名 誉 大 教 授	地盤環境解析学、地下水工学の専門家として、吉井川、旭川、高梁川水系の河川整備計画の策定・変更、「小田川合流点付替え事業」の環境影響評価、平成30年7月豪雨で堤防決壊した高梁川水系小田川及び県管理支川の原因究明、復旧工法等に至るまで、専門的な視点から助言を行い、河川の整備、環境保全等に貢献された。	岡山県倉敷市
なか ごし のぶ かず 中 越 信 和	広島大学 名 誉 大 教 授	森林、植物の専門家として、国土交通省、広島県の河川等の各種検討会や「中国地方ダム等管理フォローアップ委員会」、「太田川水系河川整備計画」の策定・点検に至るまで、専門的な視点から助言を行い、河川の整備、河川環境の保全等に貢献された。	広島県安芸郡熊野町
こん どう あき お 近 藤 光 男	徳島大学 名 誉 大 教 授	都市・地域計画の専門家として、地域づくりに寄与する河川事業の観点から、「とくしま川づくり委員会」の委員・委員長を務めるとともに、県管理河川の河川整備計画の策定に尽力するなど、河川整備の推進に貢献された。	徳島県阿南市
や た べりゅういち 矢 田 部 龍 一	愛媛大学 名 誉 大 教 授	土質科学・防災の専門家として、重信川水系の河川整備計画策定への参画をはじめ、重信川の自然再生や賑わい創出のためのかわまちづくりなどの各種委員会等を通じて助言を行うなど、河川整備の推進に貢献された。	愛媛県松山市
あき やま じゅ いち ろう 秋 山 壽 一 郎	九州工業大学 名 誉 大 教 授	河川工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、遠賀川学識者懇談会、球磨川堤防調査委員会、九州河川技術懇談会等、多数の委員会では委員長・委員を歴任し、遠賀川をはじめとする九州の河川整備の推進に貢献された。	—
こ ばやし いち ろう 小 林 一 郎	熊本大学 名 誉 大 教 授	川内川、山国川、白川の豪雨災害復旧事業において、景観デザインを指導し、グッドデザイン賞サステナブルデザイン賞（曾木分水路）、土木学会景観デザイン最優秀賞（山国川、白川）、土木学会論文賞（曾木分水路関連）など多数を受賞するとともに、九州地方整備局の景観委員会委員長およびCIC導入検討委員会委員長として、九州の河川やダムにおける治水・利水・環境あるいは事業評価等幅広い分野において技術指導・助言を行うなど河川整備の推進に貢献された。	熊本県熊本市
ひ の かつ のり 日 野 勝 徳	—	大分県レッドデータブック作成において調査員として大分県各地に赴き両生類分野の絶滅危惧種について調査を行うほか、河川水辺の国勢調査アドバイザーとして、樹木伐採に関する小動物への影響について専門的な立場で助言を行うなど、河川環境の保護・保全に貢献された。	大分県大分市
すぎ お さとる 杉 尾 哲	宮崎大学 名 誉 大 教 授	五ヶ瀬川支川北川の河川生態系変動予測について顕著な研究成果をあげられるとともに、河川生態学術研究、一ツ瀬川水系濁水対策、耳川水系総合土砂管理など国・地方公共団体・学会主催の河川整備、研究・技術開発に関わる委員会に委員長・委員として参画し、河川環境保全と河川整備の推進に貢献された。	宮崎県宮崎市

第 6 号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合
(団体 1)

名 称	功 績 等	住 所
はったばら あしだ こ 八田原ダム芦田湖周辺活用連絡協議会	平成8年に設立以降、毎年継続してダム上下流の交流をはかる各種イベントを開催し八田原ダム・芦田湖周辺地域の活性化を図るとともに、イベント開催前には「八田原ダム・芦田湖周辺一斉清掃」として一般の参加者も募り清掃活動を行うなど、地域活性化及び河川環境保全に貢献された。	広島県世羅郡世羅町

第 8 号 本会の発展に顕著な貢献をする等、特に表彰が必要と認められた場合
(個人 4)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
あお やま とし き 青 山 俊 樹	元国土交通事務次官	平成16年に日本河川協会の理事に就任されて以来、河川行政に長年携わってこられた見識に基づき、16年間にわたり理事又は常任理事として、協会の適切な運営及び発展に貢献された。	千 葉 県 柏 市
おお しま かず や 大 島 一 哉	元株式会社建設技術研究所 代 表 取 締 役 会 長	平成28年に日本河川協会の理事に就任されて以来、建設コンサルタント業界において長年指導的立場で勤務してきた見識に基づき、4年間にわたり理事として協会の適切な運営及び発展に貢献された。	東京都中野区
まつ だ よし お 松 田 芳 夫	前日本河川協会会長	平成10年に日本河川協会の理事に就任されて以来、河川行政に長年携わってこられた見識に基づき、26年間にわたり理事、副会長そして会長として、協会の適切な運営及び発展に貢献された。	東京都目黒区
く すみ とき お 久 住 時 男	前見附市長	平成20年に日本河川協会の理事に就任されて以来、市長として地方行政に携わってきた見識に基づき、12年間にわたり理事として協会の適切な運営及び発展に貢献された。	新潟県見附市

令和6年4月時点

公益社団法人 日本河川協会 定款

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創 立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年 3月18日
	改 正	昭和27年 4月
		昭和28年 6月
		昭和38年 4月
		昭和48年 7月
		昭和59年 7月
		昭和61年 8月
		平成 2年 6月
		平成 9年12月
		平成13年 1月
		平成15年 6月
		平成16年 8月
	公益社団法人移行	平成23年 4月 1日
	改 正	令和 元年 5月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。
- 3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
 - (2) 河川に関する情報の提供及び知識の普及
 - (3) 行政及び関係団体等への提言
 - (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
 - (5) 前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
 - (6) 河川に関する受託調査・研究
 - (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
 - (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
 - (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
 - (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。

イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体

ロ 二種正会員 個人

ハ 三種正会員 法人及び団体

(2) 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 一種正会員及び三種正会員にあつては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第14条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 会長（前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の14日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とし、6名以上15名以内を常任理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第26条第7項の業務を分担執行する理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち10名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、第36条第2項に定める職務を行う。
- 6 理事は、理事会を構成し、第36条第1項に定める職務を行う。
- 7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第7項の業務を分担執行する理事は、毎事業

年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 28 条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

3 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 31 条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

(3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任)

第 32 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

3 本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第 33 条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

2 名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

(参与)

第 34 条 本協会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与には第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第 5 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 35 条 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第 32 条第 2 項の規定に基づく役員の責任の免除

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集したとき。
- 4 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

- 第38条** 理事会及び常任理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

- 第39条** 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

- 第40条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第41条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の

利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会及び常任理事会の決議の省略)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 43 条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第 6 章 財産及び計算

(財産の構成)

第 44 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第 45 条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第48条** 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。
- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

- 第49条** 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

- 第50条** 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第51条** 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第52条** 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告方法）

第 53 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第 54 条 この定款は、第 57 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第 55 条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第 56 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 57 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 58 条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は

国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第59条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第60条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 事業計画書
 - (6) 収支予算書
 - (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 収支計算書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 財産目録
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 附属明細書
 - (15) 監査報告書
 - (16) 役員報酬等の支給基準
 - (17) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第51条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。

理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、
久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、
高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、
藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 曄昭、山岸 哲、
横枕 篤、霊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明

監 事 和里田 義雄、津野 三夫

常任理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 曄昭、山岸 哲
- 4 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の 3 名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の 2 名を業務執行理事とする。

附 則（令和元年 5 月 3 1 日）

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、令和元年 5 月 3 1 日から施行する。